

令和7年度京都府地震被災建築物 応急危険度判定士講習会の御案内

建築の専門家の
みなさん！

あなたの
知識や技術力を！



地震被災地の方々の・・・

「安心・安全」に一役！

京都府建設交通部建築指導課

令和7年度京都府地震被災建築物応急危険度判定士講習会の開催について

1 目的

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱の規定により、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とする地震被災建築物応急危険度判定の判定士を養成するため、建築士等の建築技術者を対象とした被災建築物応急危険度判定技術等の講習会を開催します。

2 主催 京都府

3 開催日時等

開催方法	開催日時	申込締切
動画配信形式 (YouTube)	令和7年12月1日(月)～令和7年12月31日(水)	12月24日(水)

4 対象者

①新規登録対象者（建築士、特定建築物調査員又は知事が同等以上の知識及び能力を有すると認めた者）

※令和8年4月1日時点の住所又は勤務先が、京都府内の方に限る。

②登録証更新対象者（既登録の判定士の方）

※登録証の更新は、受講いただかなくても可能ですが、定期的な受講をお願いします。

③受講のみの方（①、②以外の方 ※判定士の登録はできません。）

5 受講料等

○無料

○テキスト：『被災建築物応急危険度判定マニュアル』（1998年から内容の改訂なし）

発行（一財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会

※講習会で使用するテキストは各自で御準備ください。

(<https://kenbokyo.jp/book/item.html?bid=61>より購入いただけます)

6 講習内容

講習内容	時間	講師
被災建築物応急危険度判定制度について	約 100 分	京都府建築指導課職員
被災建築物応急危険度判定マニュアルについて		

7 受講申込

申 込 書：令和7年度京都府地震被災建築物応急危険度判定士講習会申込書（P4、5）

申込方法：「申込先」へ受講申込書等をメール又は郵送【令和7年12月24日(必着)】

申込先・問合せ先

京都府建築指導課 建築防災・安全係 「応急危険度判定士講習会担当」宛て
〒602-8570（個別郵便番号） 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL:075-414-5346 FAX:075-451-1991 E-mail:kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

建築士のみなさん、あなたの知識や技術力が 地震被災地の方々の「安心安全」に一役！

■過去の地震における被災建築物応急危険度判定

熊本地震(H28)

判定建物 57,570棟

参加判定士延べ 6,819人

大阪府北部地震(H30)

判定建物 9,458棟

参加判定士延べ 1,091人

能登半島地震(R6)

判定建物 37,055棟

参加判定士延べ 2,668人

出典：(一財)日本建築防災協会HP
(R7.10.27時点)

■被災建築物応急危険度判定とは



被災建築物応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに、地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定することをいいます。この調査は無料です。また罹災証明のための被害調査ではありません。



(赤紙)この建物に
立ち入ることは危険です



(黄紙)この建物に
立ち入る場合は
十分注意して



(緑紙)この建物は
使用可能です

応急危険度判定士とは…

応急危険度判定士は、都道府県知事が認めた建築技術者で、ヘルメットシール、腕章等で明示され、身分を証明する判定士登録証等を常時携帯しています。



調査結果の表示は…

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。

判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

判定士講習会申込および更新の提出書類について

判定士講習会を受講される方は、P 4、5 の受講申込書を提出してください。

また新規の方は、判定士講習会受講後、必要書類（登録申請書 他）を提出してください。

※講習会の修了証及び登録証は、後日郵送します。

※更新の方は、講習会を受講されない場合でも、必要書類を送付いただければ更新できます。

【必要書類】（提出書類の確認にご活用ください。）

○新規の方

- ☐ 受講申込書（P 4、5）

〈以下の書類は、判定士講習会受講後に提出してください。〉

- ☐ 京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録申請書（P 6、7）※所定の写真を貼付
- ☐ 京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証用紙（P 10）※所定の写真を貼付
- ☐ 京都府地震被災建築物応急危険度判定士調書（P 12）
- ☐ 建築士免許証（又は合格通知）、特定建築物調査員資格者証又は建築基準適合判定資格者登録証（又は合格通知）等資格を証する書類の写し

○更新の方

- ☐ 受講申込書（P 4、5）※講習会を受講する場合のみ必要

- ☐ 京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証更新届（P 8）※所定の写真を貼付
- ☐ 京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証用紙（P 10）※所定の写真を貼付
- ☐ 京都府地震被災建築物応急危険度判定士調書（P 12）
- ☐ 京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届（P 14、15）
- 登録されている住所、勤務先等に変更のある方のみ提出してください。

※カッコ内の書類を既に提出済みの場合は提出不要です。

○受講のみの方

- ☐ 受講申込書（P 4、5）

【申込方法】

「申込先」へメール又は郵送

【申込先・問合わせ先】

京都府建築指導課 建築防災・安全係 「応急危険度判定士講習会担当」宛て
〒602-8570（個別郵便番号） 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL:075-414-5346 FAX:075-451-1991 E-mail:kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

令和7年度京都府地震被災建築物応急危険度判定士講習会受講申込書

※登録は、お住まい又は勤務先が京都府内の方となりますので、変更がありましたら、連絡をお願いします。

■講習会について

日時	令和7年12月1日(月) ～ 令和7年12月31日(水)
事前確認	次のページの説明をよく読み、受講の方法及び注意事項を御確認ください。確認後、 ☒ してください。 ☐ 内容を確認した。

■本人について(必要事項を記入、又は○でかこんでください)

フリガナ	
お名前	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
判定士登録	新規登録 ・ 登録済(登録番号)
1 受講登録等要件	ア 一級建築士, イ 二級建築士, ウ 木造建築士, エ 特定建築物調査員, オ 建築基準適合判定資格者, カ その他要綱第4条の対象者 ※ア～オは資格を有する者又は資格試験の合格者 ※カはア～オに該当しない地方公共団体職員で学校教育法による大学・短期大学・高等専門学校、若しくは高等学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する3年以上の実務の経験を有する者 キ 更新対象者
2 受講要件	ク 上記以外の地方公共団体職員 ※判定士登録はできませんが、積極的に受講してください

■ご自宅等について(必要事項を記入してください)

住所	〒
電話番号	
FAX番号	
携帯電話番号	
パソコンmail	
携帯電話mail	

■勤務先について(必要事項を記入してください)

名称	
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
パソコンmail	※個人用アドレスに限る。

京都府建築指導課 「応急危険度判定士講習会担当」宛て

■受講の主な流れについて

①申込書の提出(メール又は郵送) 令和7年12月24日必着
②P.4「■勤務先について」「q パソコンmail」に記載いただいたメールアドレス宛てに講習会の動画URL及び講習会資料等を送付します。 ※京都府建築指導課(kenchiku@pref.kyoto.lg.jp)からメールします。 非通知設定等を解除し、メールを受信できるように設定してください。
③動画配信期間中(令和7年12月1日～令和7年12月31日)に講習会を受講してください。 ※配信期間中はご都合の良い時間で自由に受講いただけます。
④受講後、講習会の受講確認(受講日、キーワード、アンケートの回答)を行います。 ※回答方法の詳細については②でご案内します。

■受講の注意事項

- ・講習会の申込前にYouTubeが利用可能な環境にあることをご確認ください。
- ・講習会の動画URLは申込者本人限りの利用とし、他者へ共有しないでください。
- ・受講確認の完了後に登録証発行の手続きをいたしますので、受講後速やかにご回答ください。
- ・受講確認の結果により、再度動画の視聴をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・その他御不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

■問合せ先

京都府 建築指導課 建築防災・安全係	担当：小林	TEL:075-414-5346
--------------------	-------	------------------

別記第1号様式(第5条関係)

※ 受講票の受講番号
(本欄は記入しないこと)

京都府知事

様

年 月 日

(申請者)住 所

氏 名

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録申請書

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱第5条第1項の規定により、応急危険度判定士としての登録を申請します。

フリガナ 氏 名		性 別		男 ・ 女	
		生年月日		年 月 日 歳	
住 所		〒 □□□-□□□□			
		(電 話 番 号) — —			
		(F A X 番 号) — —			
		(携帯電話番号) — —			
登 録 資 格	建 築 士	1 級 ・ 2 級 ・ 木 造		登録年月日 年 月 日	
		登 録 番 号	大臣 ・ 都道府県 第 号		
	特 定 建 築 物 調 査 員	登録年月日	年 月 日		
		登 録 番 号	第 号		
	そ の 他				
個人が所属する 建築関係団体		1 (一社)京都府建築士会 (所属支部名:) 2 その他 ()			
他 の 資 格 等		1 昇降機等検査員 2 その他 (無線 級、)			
※ 備考欄		※ 登録欄		年 月 日 第 号	

(記入注意)

- ※印欄は、記入しないでください。
- 写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください(本紙<<写真貼付欄>>と別紙「登録証用紙」に貼付)。
- 建築士及び特定建築物調査員以外の方は、登録資格のその他の欄に建築に関する行政経験、建築主事資格合格番号、建築士試験合格証書番号等を記入してください。
- 添付書類
(1)次の各号の一に掲げる書類
・建築士の免許証の写し
・特定建築物調査員資格者証の写し
・その他の登録資格については、それを証する書類
(2)京都府地震被災建築物応急危険度判定士講習会受講修了証の写し又は知事が定める書類
- 裏面も記入してください。

<<写真貼付欄>>

写 真 1

6ヶ月以内
無帽、正面
上半身
無背景

縦4cm×横3cm

勤務先	名 称			
	所 在 地	〒 □ □ □ - □ □ □ □		
		(電話番号)	—	—
		(FAX番号)	—	—
勤務先が所属する 建 築 関 係 団 体		1 (一社)京都府建築士事務所協会 (所属支部名:) 2 その他 ()		
業 務 の 種 別 〔主たる業務の1つを 選び当該番号に ○印をしてください〕		1 建築設計(2及び3を除く。) 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 技能労務 8 調査又は鑑定 9 手続き代理 10 敷地選定等の企画 11 研究又は教育 12 行政 13 その他 ()		
緊 急 連絡先	名 称	自宅 ・ 勤務先 ・ その他 ()		
	所 在 地	〒 □ □ □ - □ □ □ □		
		(電話番号)	—	—
		(FAX番号)	—	—
判 定 協 力 〔協力できる項目の 符号に○印をして ください(重複可)〕		要請があった場合、下記について協力できます。 A 判定調査団員として、被災地に派遣されることに協力できる。 B 病院、学校など、判定を優先する建物の判定に協力できる。 C 居住地や勤務先の周辺地域において、被災建築物の判定に協力できる。		
そ の 他 (特記事項)				

(記入注意)

- 1 「業務の種別」及び「勤務先」の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。

年 月 日			
京都府知事 様 (届出者) 住所 氏名 京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証更新届 記			
判定士登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
※ 備 考 欄		※ 登 録 欄	年 月 日
			第 号

(記入注意)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 登録証を同時に返納してください。
- 3 写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください(本紙<<写真貼付欄>>と別紙「登録証用紙」に貼付)。
- 4 変更事項が生じたときは、同時に登録事項変更届(第4号様式)を提出してください。

<<写真貼付欄>>

<<写真貼付欄>> 写 真 1 6ヶ月以内 無帽、正面 上半身 無背景 縦4cm×横3cm

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証用紙

被災時の判定士活動に際しては、応急危険度判定士登録証の携帯が必要となります。

次の事項についてご記入のうえ、本用紙の提出をお願いします。

※各事項は、楷書で丁寧に記入してください。(切り離して、そのまま登録証として使用します。)

※写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください。

◆新規登録の場合

①氏名 ②生年月日

◆登録証更新の場合

①氏名 ②生年月日 ③登録番号 ④登録年月日

京都府地震被災建築物 応急危険度判定士登録証

氏 名
生 年 月 日 年 月 日
登録年月日 年 月 日
登 録 番 号 第 号
有 効 期 間 令和 13 年 3 月 31 日

京都府知事 西脇隆俊

写 真 2

6ヶ月以内
無帽、正面
上半身
無背景

縦4cm×横3cm

＜注意事項＞

- 1 京都府知事の要請により応急危険度判定を実施する場合には本証を持参し、建築物の所有者等から請求があったときは、本証を呈示すること。
- 2 登録が取り消されたときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 登録取消届を提出するときは、併せて本証を返納すること。
- 4 登録事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届を提出すること。なお、氏名を変更したときは併せて本証を返納すること。
- 5 本証の再交付後、失った登録証を発見したときはこれを返納すること。

※緊急連絡先 建築指導課 TEL075-414-5346 FAX075-451-1991

京都府地震被災建築物応急危険度判定士調書

被災時の判定士活動に際しては、あらゆる状況が想定されます。そこで、判定活動及び出動の連絡等の参考としたいので、次の事項についてご記入のうえ、調書の提出をお願いします。

氏 名		判定士番号※	第	号	
		血 液 型	☐ A	☐ B	☐ O
パソコンのメールアドレス？	☐ ある(下欄にアドレスを記入) ☐ ない				
携帯電話のメールアドレス？	☐ ある(下欄にアドレスを記入) ☐ ない				
自転車に乗れますか？	☐ 乗れる ☐ 乗れない				
次に該当する運転免許をお持ちですか？	☐ 普通 ☐ 自二 ☐ 原付				
	☐ その他()				
常時運転されていますか？(該当する免許ごと上記に記入された方のみ記入してください。)	☐ 運転する【 ☐ 普通 ☐ 自二 ☐ 原付】				
	☐ 運転しない(ペーパードライバー) ☐ 普通 ☐ 自二 ☐ 原付				
得意な外国語はありますか？	☐ 英語 ☐ フランス語 ☐ 中国語				
	☐ その他()				
その他の資格、特技(パソコン・無線等)はありますか？ (あれば、記入してください。)					
勤務先への連絡は可能ですか？	☐ 可 ☐ 不可				
備 考 欄					

(記入注意)

・複数の項目から回答を選択する場合は、該当する項目に✓を記入してください。

※新規登録の場合、判定士番号欄は記入不要です。

年 月 日										
京都府知事	様									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">判定士登録番号</td> <td style="width: 33%;">第 号</td> <td style="width: 33%;">登録年月日</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">年 月 日</td> </tr> </table>		判定士登録番号	第 号	登録年月日			年 月 日			
判定士登録番号	第 号	登録年月日								
		年 月 日								
(届出者)住 所										
氏 名										
京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届										
京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱第8条第1項の規定により、登録事項に変更が生じたので届け出ます。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">変 更 前</th> <th style="width: 40%;">変 更 後</th> </tr> <tr> <td>フリガナ氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒 □□□-□□□□ (電話番号) — — (FAX番号) — — (携帯電話番号) — —</td> <td>〒 □□□-□□□□ (電話番号) — — (FAX番号) — — (携帯電話番号) — —</td> </tr> </table>			変 更 前	変 更 後	フリガナ氏 名			住 所	〒 □□□-□□□□ (電話番号) — — (FAX番号) — — (携帯電話番号) — —	〒 □□□-□□□□ (電話番号) — — (FAX番号) — — (携帯電話番号) — —
	変 更 前	変 更 後								
フリガナ氏 名										
住 所	〒 □□□-□□□□ (電話番号) — — (FAX番号) — — (携帯電話番号) — —	〒 □□□-□□□□ (電話番号) — — (FAX番号) — — (携帯電話番号) — —								
登録資格	建 築 士	1 級・2 級・木 造	登録年月日	年 月 日	1 級・2 級・木 造	登録年月日	年 月 日			
	特定建築物	登録番号	大臣 ・ 都道府県 第 号		登録番号	大臣 ・ 都道府県 第 号				
	調査員	登録年月日	年 月 日		登録年月日	年 月 日				
	その他	登録番号	第 号		登録番号	第 号				
個人が所属する建築関係団体		1 (一社)京都府建築士会(所属支部名:) 2 その他()			1 (一社)京都府建築士会(所属支部名:) 2 その他()					
他の資格等		1 昇降機等検査員 2 その他(無線 級、)			1 昇降機等検査員 2 その他(無線 級、)					
※ 備考欄		※ 登録欄			年 月 日 第 号					

(記入注意)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 登録資格に変更がある場合、次の各号の一に掲げる書類を添付してください。
 - ・建築士の免許の写し
 - ・特定建築物調査員資格者証の写し
 - ・その他の登録資格については、それを証する書類
- 3 氏名に変更がある場合、次の書類を添付し併せて登録証を返納してください。
 - ・写真(裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください。(本紙<<写真貼付欄>>と別紙「登録証用紙」に貼付)
 - ・登録証用紙
- 4 裏面も記入してください。

<<写真貼付欄>>(氏名変更の場合のみ)

写 真1

6ヶ月以内
無帽、正面
上半身
無背景

縦4cm×横3cm

変更がある場合に変更後の内容を記入してください。

2/2

	名 称	
勤 務 先		〒 □□□-□□□□
	所 在 地	
		(電話番号) — —
		(FAX番号) — —
勤務先が所属する 建 築 関 係 団 体	1 (一社)京都府建築士事務所協会 (所属支部名:) 2 その他 ()	
業 務 の 種 別 〔主たる業務の1つ〕 を選び該当番号に 〔○印をしてください〕	1 建築設計(2及び3を除く。) 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 技能労務 8 調査又は鑑定 9 手続き代理 10 敷地選定等の企画 11 研究又は教育 12 行政 13 その他 ()	
	名 称	自宅 ・ 勤務先 ・ その他 ()
緊 急 連 絡 先		〒 □□□-□□□□
	所 在 地	
		(電話番号) — —
		(FAX番号) — —
判 定 協 力 〔協力できる項目の 符号に○印をして ください(重複可)〕	要請があった場合、下記について協力できます。 A 判定調査団員として、被災地に派遣されることに協力できる。 B 病院、学校など、判定を優先する建物の判定に協力できる。 C 居住地や勤務先の周辺地域において、被災建築物の判定に協力できる。	

(記入注意)

1 「業務の種別」及び「勤務先」の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。

年 月 日

京都府知事 様

(申請者) 住 所

氏 名

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書

下記理由により、京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証を失ったので、京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱第7条第1項の規定により、登録証の再交付を申請します。

なお、失った登録証を発見したときは、これを返納します。

フリガナ 氏 名		性 別	男 ・ 女	
		生年月日	年 月 日	歳
住 所	〒 □□□-□□□□ (電 話 番 号) — — (F A X 番 号) — — (携帯電話番号) — —			
失った理由				
※ 備 考 欄		※ 登 録 欄	年 月 日	
			第 号	

(記入注意)

- ※印欄は、記入しないでください。
- 写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください。(本紙<<写真貼付欄>>と別紙「登録証用紙」に貼付)

<<写真貼付欄>>

写 真 1 6ヶ月以内 無帽、正面 上半身 無背景 縦4cm×横3cm
--